

- 日本では政府が管掌する強制保険制度として「雇用保険」制度が設けられています。「雇用保険」制度は雇用に関する包括的な制度で、失業給付の制度並びに労働者の失業予防、生涯を通じた能力開発及び福祉増進といった積極的雇用政策に基づく制度から成ります。「不幸にして失業された人を社会全体で支え合う」という「保険」制度ですので、現実には失業する確率の大小を問わず、雇用関係があれば必ず加入することとなっています。
- 失業等給付は、労働者と事業主が支払う保険料と税金によって賄われています。日本で雇用されれば、外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受けていることが立証された者を除き、原則として、国籍（無国籍を含みます。）の如何を問わず被保険者となり、事業主を通じて雇用保険被保険者証が交付されます。被保険者は、雇用保険料として賃金の0.6%（農林水産業、清酒製造業及び建設業の事業にあつては0.7%）を支払わなければなりません。この保険料は、賃金から直接控除されます。
- 事業主が労働者の資格取得の手続きを怠った場合でも、労働者は被保険者資格を取得することができます。
- 被保険者が離職した場合、所定の要件を満たせば失業給付（基本手当）を受給することができます。失業したときには、雇用保険被保険者証等を持参の上、ご自分の居住地を管轄する公共職業安定所に来所してください。
- 一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合には、原則として4週間に1回基本手当が支給されます。
~~所定給付日数については、一般の離職者（定年退職者や自己の意思で離職した者等）に対しては90日～180日、特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者）に対しては90日～330日となります。~~

なお、短時間労働被保険者（週所定労働時間が30時間未満（20時間以上）の短時間就労者）である一般被保険者が失業した場合には、被保険者期間の計算、賃金日額及び給付日数の特例があります。

① 基本手当の年齢別上限額 （平成13年8月1日現在）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	14,590円	8,754円
30歳～44歳	16,210円	9,726円
45歳～59歳	17,840円	10,704円
60歳～64歳	19,450円	9,725円

② 基本手当の給付率（60歳未満） （平成13年8月1日現在）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,160円～4,250円（注）	8割	1,728円～3,400円
4,250円～10,280円	8割～6割	3,400円～6,168円
10,280円～17,840円	6割	6,168円～10,704円

（注）2,160円以上4,250円未満の賃金日額は、短時間労働被保険者が失業した場合のみ適用されます。

60歳以上65歳未満の者については、賃金日額10,280円～13,300円の者に係る給付率が6割～5割まで逓減し、13,300円以上の者については給付率が5割となります。

③ 所定給付日数

・一般の離職者（定年退職者や自己の意思で離職した者等）

被保険者であつた期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時等の年齢						
全年齢共通		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
就職困難者	45歳未満 (30歳未満)	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満 (30歳以上 65歳未満)	150日 (150日)	360日 (270日)			

() 内は、短時間労働被保険者の場合の日数です。

・特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者）

被保険者であつた期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時等の年齢						
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)	— (—)
30歳以上 45歳未満			90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上 60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上 65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
就職困難者	45歳未満 (30歳未満)	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満 (30歳以上 65歳未満)	150日 (150日)	360日 (270日)			

() 内は、短時間労働被保険者の場合の日数です。

特定受給資格者の判断基準

I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の場合（1ヶ月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヶ月以上となったこと等により離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- ⑤ 離職の直前3ヶ月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間（各月45時間）を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑦ 期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間が1年以内のものに限る。）の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- ⑧ 上司、同僚等から故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- ⑨ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- ⑩ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- ⑪ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

☆ このリーフレットは「雇用保険」制度がどのようなものであるかご理解いただくために作成されました。このリーフレットは制度の概略をお知らせするためのものですので、法制度全体の正確な記述を行ったものではありません。詳しい内容については、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

雇用保険の失業給付を受けようとする方へ

1 失業給付（基本手当）の支給を受けられる方

- (1) 雇用保険の被保険者が離職して、次の①及び②のいずれにもあてはまるときは一般被保険者又は短時間労働被保険者については基本手当が支給されます。

なお、基本手当を受給できる日数は、離職の日における「離職理由」「被保険者であった期間」及び「被保険者区分」等によって決定されます。

- ① 公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。

- ② 〈一般被保険者の場合〉

離職の日以前1年間に、賃金支払の基礎となった日数が14日以上ある月が通算して6ヶ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満6ヵ月以上あること。

〈短時間労働被保険者の場合〉

離職の日以前1年間に短時間労働被保険者であった期間と1年間を合算した期間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満12ヵ月以上あること。

(注) 離職の日以前に被保険者区分の変更のあった方や被保険者であった期間が1年未満の方は、「被保険者期間」の計算が①、②と異なる場合があります。

- (2) 雇用保険の受給期間は、原則として、離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日）ですが、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最大限3年間となっています。

なお、所定給付日数330日及び360日の方の延長できる期間は、それぞれ最大限3年－30日及び3年－60日となります。

この措置を受けようとする場合には、上記の理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1ヵ月以内に住所又は居所を管轄する安定所に届け出なければなりません（代理人又は郵送でも結構です。）。

2 支給を受けるための手続き等

- (1) 離職後あなたの住所又は居所を管轄する安定所で、すみやかに求職の申込みをしてください。このとき、次のものをお持ちください。

- ① 雇用保険被保険者離職票

基本手当の受給資格を決定する際の大切な書類ですから、記載内容に誤りがないかよく確かめてください。離職票は、離職票－1及び離職票－2の2枚で一組となっています。

② 雇用保険被保険者証

③ 印鑑

印鑑がない場合は、安定所で相談してください。

④ 住所又は居所及び年齢が確認できる書類

住民票、運転免許証、外国人登録証明書等官公署が発行した書類です。

⑤ 最近の写真

1枚（たて3 cm、よこ2.5 cmの正面上半身のものです。）

(2) 求職の申込みを行った後、安定所へ来所し、失業の認定を受けて下さい。失業の認定を受けた場合に限って基本手当が支給されます。

ただし、求職の申込み後の失業の状態の7日間は、基本手当は支給されません。これを「待期」といいます。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇、又は正当な理由のない自己の都合により退職した場合は、待期期間満了後さらに3ヶ月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

(3) 失業の認定と基本手当の支給は、原則として4週に1回行われます。

(4) 不正受給

偽りその他不正の行為で基本手当等を受けたり、又は受けようとした場合には、以後これらの基本手当等を受けることができなくなるほか、その返還を命ぜられます。また、更に、返還を命じた不正受給金額とは別に、直接不正の行為により支給を受けた額に相当する額以下の金額の納付を命ぜられることがあります。

☆ 雇用保険制度の内容や手続きのことで、ご不明な点があれば、どんなことでもお気軽に安定所の職員にお尋ねください。

失業等給付を受給する皆様へ

1 雇用保険の失業給付の趣旨

雇用保険の失業給付（基本手当）とは、被保険者が離職した場合に、生活の心配をすることなく新しい仕事を探すことに専念し、一日も早く再就職することができるよう給付を行うものです。

したがって、離職してすぐ就職した人、病気やけが、妊娠、出産、育児などのため、すぐには働くことができない人などは、失業給付を受けることはできません。

2 基本手当の金額と日数

あなたが受けられる失業給付を基本手当といいます。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6ヵ月の賃金の1日当たりの金額の約6割から8割（60～64歳の方については5～8割）ですが、最高額は10,704円（平成13年8月1日現在）です。

基本手当の支給を受けることができる最大限の日数は、離職の日における「被保険者であった期間」「被保険者区分」などに応じて①の表のとおり定められ、これを所定給付日数といいます。

ただし、特定受給資格者については、②の表により、離職の日における「年齢」「被保険者であった期間」及び「被保険者区分」により、所定給付日数が決定されます。

特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者であり、これに該当した場合、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

①一般の離職者（定年退職者や自己の意思で離職した者等）

被保険者であった期間		離職時等の年齢				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
就職困難者	45歳未満 (30歳未満)	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満 (30歳以上 65歳未満)	150日 (150日)	360日 (270日)			

()内は、短時間労働被保険者の場合の日数です。

②特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者）

被保険者であつた期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満		90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)
30歳以上 45歳未満	90日 (90日)		90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上 60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上 65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
就職困難者 45歳未満 (30歳未満)		150日 (150日)	300日 (240日)			
45歳以上 65歳未満 (30歳以上 65歳未満)	150日 (150日)	360日 (270日)				

() 内は、短時間労働被保険者の場合の日数です。

3 受給期間

基本手当を受けることができる期間は、離職した日の翌日から1年間です。ただし、所定給付日数が330日の方は1年+30日、360日の方は1年+60日となります。これを「受給期間」といいます。この期間内の失業している日に対して所定給付日数を限度として基本手当が支給されます。

受給期間を過ぎますと、たとえ所定給付日数分の支給を受け終わっていても、それ以後、基本手当は支給されません。

4 支給開始の時期

あなたが公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）へ求職の申込みを行った日から、失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないとは基本手当は支給されません。これを「待期」といいます。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇、又は正当な理由のない自己の都合により退職した場合は、待期期間満了後さらに3ヶ月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

5 失業の認定

(1) 失業の認定日

求職の申込み及び基本手当に係る手続きの後、原則として、4週間に1回安定所に来所し、「失業認定申告書」を記入した上提出して、失業の状態（就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や安定所の努力によっても、職業に就くことができない状態）にあることを申告します。この日のことを「失業の認定日」といい、この日に安定所に来ないと失業の認定を受けることができません。

(2) 失業の認定

安定所では、その申告をもとにして、あなたが失業の状態であったことを確認した場合に、これらの失業している日について、基本手当を支給します。これを「失業の認定」といいます。

認定される期間（失業期間）は、前回の認定日から今回の認定日の前日までの28日間です。このとき、この28日間に、フルタイムなどをして働いた日又は内職などをした日があるときは、そのことを申告しなければなりません。

働いた日の分については、失業の状態ではないので支給されませんが、その日数分は、次回以降の認定に繰り越すこととなります。ただし、支給期間を過ぎた場合は支給されません。また、内職の場合は、内職によって得た金額に応じて減額して支給される場合があります。

(3) 基本手当の支払

基本手当は、安定所での失業認定日から約1週間程であなた名義の金融機関の普通預金口座に振り込まれます。金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れることがあります。

6 受給資格者証

通常、基本手当の受給の手続きをした後に「受給資格者証」をお渡しします。

これは、あなたの受給に関するデータが記録されていますので、大切に保管してください。

失業の認定日には、受給資格者証を必ずお持ちください。

7 再就職手当

就職（臨時、パート、試用期間、研修期間、アルバイト等も含みます。）したとき又は就職が内定したときは、すみやかに安定所に連絡してください。

就職日の前日までの基本手当及び再就職手当の支給を受けることができる場合があります。

(1) 支給要件

次のすべての要件に該当する場合に「再就職手当」が支給されます。

- ① 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、就職日から受給期間満了日までの支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であり、かつ、45日以上残っていること。
- ② 1年を超えて引き続き雇用されることが確実である安定した職業に就いたこと。
- ③ 「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- ④ 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合は、「待期」を経過後1ヶ月間については、安定所の紹介により職業に就いたこと。
- ⑤ 離職前の事業主（関連事業主を含みます。）に再び雇用されたものでないこと。
- ⑥ 「受給資格決定日」前に採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑦ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」又は「常用就職支度金」の支給を受けていないこと。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得していること。
- ⑨ 申請後まもなく離職したものでないこと。

(2) 再就職手当の額

~~再就職手当の額は、支給残日数の3分の1に相当する日数に基本手当日額を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）となります。~~

なお、支給残日数とは、就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数をいいます。

(3) 申請手続き

再就職手当の申請は「再就職手当支給申請書」に「受給資格者証」を添えて、就職した日の翌日から1ヵ月以内に行わなければなりません。なお、申請期限が過ぎますと支給できませんのでご注意ください。

(4) 再就職手当の支給

安定所では、申請していただいた後、上記(1)の内容を調査確認し、約1ヵ月半後に再就職手当を支給できるかどうかを通知します。

支払いは、支給の決定の後、あなたの口座に振り込まれることとなります。

8 不正受給

失業等給付（基本手当、再就職手当、下記9(3)の傷病手当等）の支給を受ける手続きの中で、安定所に提出する書類に記載する内容を偽って失業等給付を受けたり、受けようとした場合（例えば、失業の認定の際に、就職・就労しているにもかかわらず、その事実を申告しなかった場合などです。）は不正受給として厳しい処分が行われます。

この不正受給の処分においては、以後の失業等給付を受けられなくなるほか、不正に受給した金額について返還あるいは不正に受給した額の2倍の金額を返還することとなります。

9 その他

(1) 就職が決まったとき

失業給付を受給中に就職が決まったときは、採用年月日などを安定所にすみやかに連絡してください。

(2) 失業の認定日の変更

失業の認定日に安定所に来られない場合は、失業の認定は受けられません。

ただし、就職、面接、病気・けがなどやむを得ない理由によって失業の認定日に来ることができない場合は、この認定日を変更することができます。

失業の認定日を変更する場合は、次の認定日の前日までに安定所に申し出てください。

このとき、採用証明書、面接証明書などその事実が確認できる書類が必要です。

失業の認定日に来ることができない場合には、あらかじめ安定所に連絡してください。

(3) 傷病手当

安定所に求職の申込みをした後、病気やけがにより、引き続き15日以上職業に就くことができなくなったときには、基本手当は支給されませんが、そのかわりに所定給付日数の範囲内で、同額の「傷病手当」が支給されます。

傷病手当の支給を受けようとするときは、病気又はけがが治った後の最初の認定日までに、「傷病手当支給申請書」に「受給資格者証」を添えて、安定所に提出してください。

病気又はけがのため、長期間、安定所へ来ることができないときは、電話又は代理人でも結構ですから早めに安定所へ連絡のうえ指示を受けてください。

(4) 受給期間の延長

雇用保険の受給期間は、原則として、離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日）ですが、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最大限3年間となっています。

なお、所定給付日数330日及び360日の方の延長できる期間は、それぞれ最大限3年-30日及び3年-60日となります。

この措置を受けようとする場合には、上記の理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1ヵ月以内に住所又は居所を管轄する安定所に届け出なければなりません（代理人又は郵送でも結構です。）。

☆ 雇用保険制度の内容や手続きのことで、ご不明な点があれば、どんなことでもお気軽に安定所の職員にお尋ねください。